

県 活 第 7 4 1 号

令和 5 年 11 月 21 日

広島県青少年健全育成審議会会長 様

広 島 県 知 事
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
県 民 活 動 課

青少年の健全な育成に関する事項について（諮問）

次の事項について、広島県青少年健全育成条例第 43 条第 1 項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

- 1 青少年の性被害防止対策の強化について
（面会要求行為等の規制及び性的な画像等の提供要求行為の規制について）
- 2 青少年（18 歳未満）への罰則適用の見直しについて
- 3 青少年のインターネット利用環境の整備について
（フィルタリングに関する規制）

担当 子ども若者育成支援・NPO グループ

電話 082-513-2740

（担当者 石田、森川）